

令和2年8月24日

保護者の皆様へ

登園自粛期間の延長について

渋谷区子ども家庭部
保育課長 前崎 敏彦

保育園等における新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応につきましては、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

保育園等につきましては、6月1日からの運営再開後も、感染リスクを最小限にするために、ご家庭での保育が可能なご世帯につきましては、8月末までは登園を自粛するようお願いをしているところですが、現下の状況を踏まえまして、登園自粛をお願いする期間を12月末まで延長することといたします。

1月以降の対応につきましては改めて通知をいたします。

その他、関連するお知らせは下記のとおりです。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 感染拡大防止へのご協力について

保育園等においては、これまで同様、職員の健康観察、消毒や手洗いの徹底、マスクの着用等、感染リスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますが、ご家庭におかれましても、引き続き、毎日の健康観察を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない場合は、登園を自粛していただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

また、お子様やご家族がPCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者になった場合には、速やかに保育園等に連絡をしていただくようお願いいたします。

2 保育料の減額について

登園を自粛していただいた期間の保育料は日割りで減額いたします。減額分につきましては、今後の保育料に充当させていただく予定でしたが、還付させていただくよう調整中です。詳細につきましては、別途、通知させていただきます。

3 保育時間について

保育時間については、できる限り短時間としていただきたく、ご協力をお願いいたします。

4 その他

- ・ 退園の目安となる3か月間の休園の期間には参入いたしません。
- ・ ベビーシッター利用料金助成制度*につきましても、登園自粛期間中は継続いたします。制度の活用につきましてもご検討くださるようお願いいたします。

*保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用料金助成
区ホームページ

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/service/babysitter_coronajosei.html

お問い合わせ

区立保育園

施設運営係 03-3463-2573

私立保育園・認定こども園・区立保育室

保育管理係 03-3463-2483